

令和5年度千葉市霊園の管理に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と桜木霊園・平和公園パートナーズ（以下「乙」という。）とは、令和5年3月22日付け甲乙間で締結・令和5年4月1日付け変更協定書を締結した「千葉市霊園の管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第48条第1項の規定に基づき、令和5年度の事業年度の指定管理料（以下「指定管理料」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第1条 令和5年度の事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までをいう。以下「本事業年度」という。）に係る指定管理料の額は、金243,320,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 本事業年度の指定管理料の支払いは、乙の請求により月ごとに支払うものとし、1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前項の規定による指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて、甲が支払う第1回目の月次指定管理料に合算するものとする。

3 本事業年度の月次指定管理料の支払い額は、次のとおりとする。

令和5年4月分（第1回）	金20,276,674円
令和5年5月分から令和6年3月分まで（第2回から第12回まで）	金20,276,666円

（利益の還元方法）

第2条 基本協定第71条の規定による利益の還元は、甲が発行する納入通知書により、甲に納付するものとする。

2 利益の還元は、本事業年度終了後120日以内に行うものとする。

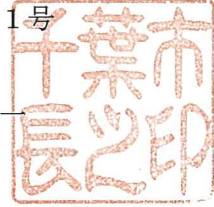
（疑義の決定等）

第3条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊



乙 桜木霊園・平和公園パートナーズ

代表企業

東京都豊島区南池袋1丁目16番15号
西武造園株式会社
代表取締役 大嶋 聡



構成企業

大阪府中央区南船場2丁目3番2号
イオンディライト株式会社
代表取締役 濱田 和成

